平成２９年（フ）第７７９号
東京都国分寺市東元町１丁目35番19号ヴェストヴェルテ311
債務者　勅使河原里恵
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７６１号
東京都立川市栄町５丁目28番地の１公社住宅225
債務者　関戸みどり
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８０号
静岡市駿河区豊田２丁目２番43号　フリート203号、旧住所静岡市駿河区稲川２丁目２番23―502号
債務者　額田　　操
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１７号
静岡市清水区梅田町11番４号　スルガハイツ301号
債務者　秋川　昌人
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３６号
静岡県焼津市五ケ堀之内1638番地の２　セレストＡ202
債務者　横浦みゆき（旧姓松枝）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４６号
静岡市清水区三保1063番地　日の出アパート
債務者　田口　正美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７２号
静岡市駿河区大坪町４―41　グローリア302、旧住所静岡市葵区羽鳥３丁目６番17―203号
債務者　大村　　敦
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１９号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2009番地１　サンセット楚辺202号
債務者　村上　仙子（旧姓江本・長浜）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１７５１号
横浜市中区鷺山53番地　シルバーエンジェル２―Ｄ
債務者　中里　瀧江
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７９号
神奈川県大和市草柳２丁目７番地６　グレース三邦203
債務者　小山　　愛
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３１号
東京都八王子市横山町14番８号二宮ビル402号
債務者　鈴木　邦嵩
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７５６号
東京都あきる野市瀬戸岡564番地10
債務者　岸野　優依
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１９号
東京都立川市柏町４丁目12番地の５フラット柏ハイツ301号
債務者　西　　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７２９号
横浜市青葉区大場町174番地61
債務者　早津　俊司
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７３６号
横浜市栄区公田町162番地７　イルミナハイム104
債務者　氏家　菊乃
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部